

鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体支援助成金交付要綱に基づき助成金の交付対象となる団体の登録について必要な事項を定める。

(団体の登録)

第2条 鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体支援助成金交付要綱第2条に基づく助成金の交付を受けようとする団体は、予め知事の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする団体は、次に掲げる書類を知事が別に定める期限までに提出しなければならない。

- (1) 団体登録申請書及び団体概要書（別記第1号様式、別記第2号様式）
- (2) 定款、規約、又はこれに代わるもの
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 役員等名簿（住所、氏名、生年月日）
- (5) 構成員10人以上の名簿（住所、氏名）
- (6) 登記事項証明書。ただし、法人格を有する団体に限る。
- (7) 直近3年間の事業報告書、活動（収支）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに代わるもの。ただし、設立後3年に満たない団体においては、団体設立後からの事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの。
- (8) 総会や理事会等により、団体の意思決定が行われていることが確認できる資料（直近で開催された総会等の議事録等）
- (9) 任意団体においては、心身の故障のための職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面（別記第4号様式）及び団体の目的等についての確認書（別記第5号様式）
- (10) その他知事が必要と認める書類

(登録の要件)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、第2条に基づく登録を決定するものとする。

(1) 団体要件

- ア 定款や規約等を有し、責任者が明確であり、かつ、総会や理事会等において、団体の意思決定が行われていること。また、独立した経理を行っていること
- イ 主たる事務所の所在地が県内にあること
- ウ 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
- エ NPO法人にあつては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- オ 10人以上の構成員で組織された団体であること

カ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第二条別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体であること

キ 団体または団体の役員が次に掲げるいずれにも該当しないこと

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）である

(イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）である

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している

(エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している

ク キの(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体または個人でないこと

(2) 活動要件

ア 公益性の高い活動を行っていること。具体的には、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること

(ア) 鹿児島県の施策と整合する活動を行っていること

(イ) 鹿児島県又は県内市町村との協働の実績を有すること

イ 活動を行う主たる区域が県内にあり、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること

ウ 継続的な活動が見込まれること

エ 法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと

オ 次のいずれにも該当しないこと

(ア) 宗教、政治的な活動を行うこと

(イ) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対する活動を行うこと

カ 第12条第1項（第1号を除く。）の規定により登録を抹消された日から2年を経過しない団体でないこと

（登録の通知）

第5条 知事は、前条の規定により登録することを決定したとき又は登録しないことを決定したときは、団体登録（不登録）通知書（別記第6号様式）により、登録を受けようとする団体に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、原則として、登録の日から3年経過後の年度末までとする。

（登録の更新）

第7条 登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする団体は、次に掲げる書類を知事が別に定める期限までに提出し、更新を受けなければならない。ただし、登録の更新は1回限りとする。

- (1) 団体登録更新申請書（別記第1号の2様式）
- (2) 直近3年間の事業報告書、活動（収支）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに代わるもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

（更新の通知）

第8条 知事は、前条の規定により更新することを決定したとき又は更新しないことを決定したときは、団体登録更新（非更新）通知書（別記第7号様式）により、更新を受けようとする団体に通知するものとする。

（登録更新の有効期間）

第9条 登録更新の有効期間は、原則として、更新の日から3年経過後の年度末までとする。なお、団体登録については、有効期間満了後3年間は登録できないものとする。

（活動内容等の周知）

第10条 第5条及び第8条による団体登録通知のあった団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) パンフレットの配布やホームページへの掲載等による団体概要、活動状況、決算状況等の周知
 - (2) かごしま応援寄附金で寄附を募集している旨の情報発信及び募金活動
- 2 鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体支援助成金を受けた登録団体は、活動状況、決算状況及び鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体支援助成金の使途等を広く情報発信しなければならない。

（登録の変更・解散）

第11条 登録団体は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったとき又は団体を解散したときは、登録変更・解散届（別記第8号様式）に、変更又は解散が確認できる書類を添えて、速やかに知事に届けなければならない。

（登録の抹消）

第12条 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 前条に規定する解散届を受理したとき
 - (2) 当該団体から登録の抹消の申出があったとき
 - (3) 第4条に規定する要件を満たさなくなると認められるとき
 - (4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
 - (5) その他知事が特に必要があると認めるとき
- 2 前項第2号の申出は、登録抹消申出書（別記第9号様式）により提出するものとする。
- 3 登録された団体は、知事が第1項第3号、第4号及び第5号の事由を確認するために必要と認める書類を求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- 4 登録を抹消した場合は、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体支援助成金交付要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

（登録抹消の通知）

第13条 知事は、前条の規定により登録を抹消することを決定したときは、団体登録抹消通知書（別記第10号様式）により、登録を抹消する団体に通知するものとする。

（報告及び検査）

第14条 知事は、第5条又は第8条の規定により登録の適否を決定し、又は第12条第1項の規定により登録を抹消する場合において、登録団体が第4条各号に掲げる要件に該当していることを確認するために必要があると認めるときは、当該登録団体に対し、その組織、業務の状況について報告を求め、又は必要な検査をすることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記
第1号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

団体名

代表者 職名
氏名

鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録申請書

当団体は、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱第4条に定める登録の要件を全て満たしており、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体に登録したいので、同要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 団体概要書（別記第2号様式）
- (2) 定款、規約、又はこれに代わるもの
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 役員等名簿（住所、氏名、生年月日）
- (5) 構成員10人以上の名簿（住所・氏名）
- (6) 登記事項証明書。ただし、法人格を有する団体に限る。
- (7) 直近3年間の事業報告書、活動（収支）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに代わるもの
- (8) 総会や理事会等により、団体の意思決定が行われていることが確認できる資料（直近で開催された総会等の議事録等）
- (9) 任意団体においては、心身の故障のための職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面（別記第4号様式）及び団体の目的等についての確認書（別記第5号様式）
- (10) その他知事が必要と認める書類

鹿児島県知事 殿

住 所

団体名

代表者 職名
氏名

鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録更新申請書

当団体は、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱第4条に定める登録の要件を全て満たしており、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体の登録を更新したので、同要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 直近3年間の事業報告書、活動（収支）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに代わるもの
- (2) その他知事が必要と認める書類

※団体登録更新申請時点において、団体登録申請時に提出した団体概要書（別記第2号様式）の内容に変更があった場合は、最新の団体概要書（別記第2号様式）及び変更が確認できるその他の書類を添付してください。ただし、同要綱第11条により登録変更届を提出し、更新時と変更がない場合はこの限りではありません。

（添付書類例）

- ・定款等の変更があった場合は、変更後の定款等を添付してください。
- ・代表者の変更があった場合は、誓約書を添付してください。
- ・役員等の変更があった場合は、変更後の役員等名簿を添付してください。

第2号様式

団 体 概 要 書

団体名	(ふりがな)			
代表者 職・氏名	(ふりがな)			
主たる事業所 の所在地	〒			
役員・ スタッフ	役員	人	連 絡 先	担当者 (ふりがな)
	有給専従	人		電話
	有給非専従	人		F A X
	無給専従	人		E-mail
合計	人			
設立年月 (活動開始年月)	年	月	日	主たる 活動地域
直近の 決算額	円 (年度： 年 月 日～ 年 月 日)			
NPO 法人 の場合	円： 年 月 日提出			
団体の 活動概要				
助成事業の 背景 (地域課題等)				
想定する 助成事業の 内容及び 助成金の使途	(団体登録された場合に、募集した寄附を活用して実施する助成事業の内容及び助成金の使途を記入する)			
鹿児島県の施策 との関連性	(別紙「かごしま未来創造ビジョン」中の『施策展開の基本方向』から選択する)			
鹿児島県又は 市町村との 協働実績	(実施年度、事業名、内容、県関係課又は市町村)			
広報媒体	有 (ホームページ、FaceBook、Instagram、その他 ()) / 無			

その他の書類 (確認の上、すること)

- 定款、規約、又はこれに代わるもの 誓約書 (別記第3号様式)
- 役員等名簿 (住所、氏名、生年月日) 構成員10人以上の名簿 (住所、氏名)
- 登記事項証明書。ただし、法人格を有する団体に限る。
- 直近3年間の事業報告書、活動(収支)計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに代わるもの。ただし、設立後3年に満たない団体においては、団体設立後からの事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの。
- 総会や理事会等により、団体の意思決定が行われていることが確認できる資料 (直近で開催された総会等に議事録等)
- 任意団体においては、心身の故障のための職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面 (別記第4号様式) 及び団体の目的等についての確認書 (別記第5号様式)
- その他知事が必要と認める書類

登録要件確認書

1 団体に係る次の要件について（確認の上、すること）

<input type="checkbox"/>	・定款や規約を有し、責任者が明確で、かつ、総会や理事会等において、団体の意思決定が行われている。また、独立した経理を行っている
<input type="checkbox"/>	・主たる事務所の所在地が県内にある
<input type="checkbox"/>	・実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合している
<input type="checkbox"/>	・NPO 法人の場合、特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を所管庁に提出している
<input type="checkbox"/>	・事業計画、事業実績、予算・決算及び財務書類を整備し、広く開示している
<input type="checkbox"/>	・10 人以上の構成員で組織された団体である
<input type="checkbox"/>	・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第二条別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体である
<input type="checkbox"/>	・暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体ではない
<input type="checkbox"/>	・その他法令等に違反がない

2 活動に係る次の要件について（確認の上、すること）

<input type="checkbox"/>	・鹿児島県の施策との関連性又は鹿児島県若しくは市町村との協働実績がある
<input type="checkbox"/>	・活動を行う主たる区域が県内にあり、県内で 1 年以上の営利を目的としない活動実績がある
<input type="checkbox"/>	・継続的な活動が見込まれる
<input type="checkbox"/>	・法令違反、公序良俗に反する活動をしていない
<input type="checkbox"/>	・宗教活動や政治活動を行わない
<input type="checkbox"/>	・特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対する活動を行わない
<input type="checkbox"/>	・寄附金を活用して実施する事業は、営利を目的とするものでない
<input type="checkbox"/>	・鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱第 12 条第 1 項（第 1 号を除く。）の規定により登録を抹消された日から 2 年を経過しない団体でない

3 ふるさと納税制度の理解について（確認の上、すること）

<input type="checkbox"/>	・地域貢献活動応援プロジェクトは、返礼品を提供しないプロジェクト型のかごしま応援寄附金（ふるさと納税）を活用する事業であることを理解している
--------------------------	--

4 寄附の募集活動について（確認の上、すること）

<input type="checkbox"/>	・県は登録団体への寄附の募集活動を行わないこと、また、団体自らがホームページや SNS 等で積極的に寄附の募集を行うことを理解している
--------------------------	---

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(ふりがな)
団 体 名
主たる事務所の所在地（上記と異なる場合）

代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自団体の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

年 月 日

心身の故障のため職務を適正に執行することができない者
等に該当しないことを確認した旨の書面

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

下記の役員については、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者※1
並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者のいずれにも該当しないことを
確認しました。

役職名	氏名（ふりがな）	住所または居所

【注】 役員全員が、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者のいずれにも該当しないことを、代表者の責任により確認した上で提出してください。

- ※1 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者
→ 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知
・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ※2 証明書類の添付は、不要です。
- ※3 この様式は、任意団体のみ提出してください。

令和 年 月 日

団体の目的等についての確認書

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

当該団体は、下記のいずれの項目にも該当しないことを確認しました。

記

- 1 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- 2 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- 3 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

※ この様式は、任意団体のみ提出してください。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

様

鹿児島県知事



鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録（不登録）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクトの団体登録については、（下記のとおり）登録する（しない）こととしましたので、地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱第5条の規定により通知します。

記

（※登録のとき）

・登録有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

（※不登録のとき）

・不登録の理由：

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

様

鹿児島県知事



鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録更新（非更新）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクトの団体登録更新については、（下記のとおり）登録更新する（しない）こととしましたので、地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱第8条の規定により通知します。

記

（※更新のとき）

- ・登録有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
（前回有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）

（※非更新のとき）

- ・非更新の理由：

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 職名
氏名

鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録変更・解散届

このたび、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱に定める団体の登録内容に変更があった（団体を解散した）ので、同要綱第11条の規定により届け出ます。

担当者氏名	
電話番号	
変更の内容・理由・時期／解散の時期・理由	

※変更の場合は、団体概要書（別記第2号様式）を添付してください。

鹿児島県知事 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 職名
氏名

鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録抹消申出書

このたび、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱に定める登録の抹消を同要綱第12条の規定により申し出ます。

担当者氏名	
電話番号	
登録の抹消を申請する理由	

第 10 号様式 (第 13 条関係)

年 月 日

様

鹿児島県知事



鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録抹消通知書

貴団体を、鹿児島県地域貢献活動応援プロジェクト団体登録要綱第12条により、登録団体から抹消しましたので、同要綱第13条の規定により通知します。

記

・抹消日： 年 月 日

・抹消の理由：

かごしま未来創造ビジョンの施策展開の基本方向

大項目	中項目	小項目
1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現		
1 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成		
① 高齢者の健康づくりと社会参加の促進		
② 高齢者の権利擁護の推進		
2 女性がいきいきと活躍できる社会の形成		
① 男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進		
② 男女ともに能力を発揮して希望する働き方ができる環境づくり		
③ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現		
3 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成		
① 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり		
② 難病対策の推進		
4 多文化共生の実現		
① 日本人と外国人が共生する地域づくり		
5 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成		
① 住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築		
② 生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築		
③ 一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会づくり		
2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現		
1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり		
① 総合的な結婚支援の推進		
② 健やかな妊娠・出産への支援		
③ 周産期医療・小児医療の提供体制の確保		
2 安心して子育てができる社会づくり		
① 社会全体で子育てを応援する気運の醸成		
② 地域における子育ての支援		
③ 保育士等の人材確保		
④ 子育ての経済的負担の軽減		
⑤ 子育て支援施策の着実な推進		
3 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり		
① 子どもの生活支援		
② 教育費負担の軽減		
③ 児童虐待防止対策の推進		
④ 青少年を育てる環境づくりの推進		
⑤ 青少年の社会的自立の支援		
⑥ 社会的養護が必要な子どもへの支援		

3 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保

1 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造

- ① 疾病予防等の推進
- ② 循環器病対策の推進
- ③ がん対策の推進
- ④ 壮年期からの健康づくりの推進
- ⑤ 医療費適正化の推進
- ⑥ 自殺対策の推進

2 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ④ 認知症施策の推進
- ⑤ 介護サービス基盤の整備

3 誰もが安心して必要な医療を受けられる地域づくり

- ① 医療従事者の安定的な確保及び質の向上
- ② 離島・へき地医療や救急医療、災害医療の提供体制の整備・充実
- ③ 様々な感染症への対応
- ④ 無歯科医地区における歯科医療の提供
- ⑤ 地域医療構想の推進
- ⑥ 医療機関の連携
- ⑦ 薬局薬剤師の多職種との連携体制の構築

4 地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興

1 子どもの夢や希望を実現する教育環境づくり

- ① 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- ② 教職員の資質向上
- ③ 信頼され、地域とともにある学校づくり
- ④ 安全で安心な学校づくり
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 幼児教育の充実
- ⑦ 郷土教育の推進
- ⑧ 家庭教育の充実

2 鹿児島県の発展を牽引する人材の育成

- ① 次世代をリードする人材の育成
- ② 交流会議等を核とした国際交流の充実
- ③ 若年者の県内定着促進
- ④ 生涯学習環境の充実

3 文化の薫り高いふるさとかごしまの形成

- ① 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実
- ② 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用
- ③ 文化芸術に係る人材の育成
- ④ 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信

	<p>4 「する・みる・ささえる」スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生涯スポーツの推進 ② 競技スポーツの推進 ③ スポーツを通じた交流人口の拡大，地域活性化 ④ 良質なスポーツ環境の提供
	<p>5 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生</p> <p>1 地球環境を守る脱炭素社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 温暖化防止に向けた気運の醸成 ② 温室効果ガス排出削減対策等の推進 ③ 多様で健全な森林・藻場づくりの推進 <p>2 再生可能エネルギーを活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ② 安定的な発電方式と多様な熱利用の導入促進 ③ 再生可能エネルギーを活用した水素製造に向けた基盤づくり <p>3 環境負荷が低減される循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ごみの排出抑制・リサイクル等の促進 ② 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル及び処理施設整備の促進 ③ 産業廃棄物の適正処理の推進 <p>4 自然と共生する地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多様な自然環境の保全・再生 ② 自然に学び，自然とふれあい，自然を生かす取組の推進 ③ 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進
	<p>6 安心・安全な県民生活の実現</p> <p>1 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自助・共助・公助による地域防災力の強化 ② 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化 ③ 大規模災害等への即応力の強化等 ④ 原子力防災対策の充実・強化 ⑤ 様々な危機事象への適切な対応 ⑥ 様々な感染症への対応 <p>2 どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 犯罪の少ないまちづくりの推進 ② 犯罪被害者等の支援 ③ 交通事故の少ないまちづくりの推進 ④ 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり ⑤ 消費生活の安定と向上 ⑥ 食品等の安心・安全の確保

7 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造

1 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成

- ① 主要幹線道路等の整備
- ② 港湾施設の整備
- ③ 空港の機能向上
- ④ 橋梁・トンネル等の施設の適切な維持管理
- ⑤ 国際航空ネットワークの拡充・強化
- ⑥ 国内幹線交通網の維持・充実
- ⑦ 生活交通網の維持・充実

2 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり

- ① 個性豊かで魅力ある景観づくり
- ② 活力あるまちづくり

8 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

1 個性を生かした地域づくり

- ① 地域特性を生かした活力の創出
- ② 暮らしを支え合う仕組みづくり

2 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大

- ① 移住・交流の促進
- ② 関係人口の創出・拡大

3 つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現

- ① ソーシャルビジネスなど持続可能な取組を生み出す仕組みづくり
- ② 地域の力を結集するコミュニティ・プラットフォームづくりの促進等
- ③ 行政の協働化による地域の主体的な取組の促進
- ④ 「共に取り組む」気運の醸成

9 多様で魅力ある奄美・離島の振興

1 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

- ① 島々の暮らしを支える環境の整備
- ② 島々の魅力を生かした地域づくり
- ③ 島々の特性を生かした産業の振興

2 世界自然遺産の保全と持続的な観光の推進

- ① 世界自然遺産の保全と利用の両立
- ② 地域の観光資源の活用及び創出等
- ③ 観光客の来訪の促進等

3 離島の交通ネットワークの形成

- ① 離島航路・航空路の維持・充実
- ② 離島の交通基盤の整備

10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

1 人づくり・地域づくりの強化

- ① 農林水産業を支える人材の確保・育成
- ② 農山漁村の活性化

	<p>2 生産・加工体制の強化，付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本県の特性を生かした農畜産業の生産体制づくり ② 県産材の供給体制強化と特産林産物の産地づくり ③ 持続的・安定的な漁業生産 ④ 6次産業化の推進 ⑤ ロボット技術，ICT等を活用したスマート農林水産業への挑戦 ⑥ 動植物の防疫対策 ⑦ 農林水産業における災害の防止等 <p>3 販路拡大・輸出拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内市場のニーズに対応した農林水産物の販売対策と利用促進 ② 「攻めの農林水産業」の実現に向けた輸出拡大
11	<p>観光の「稼ぐ力」の向上</p> <p>1 国内外における戦略的なPRの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多彩な魅力を活用したPRの展開 ② Web等を活用したプロモーションの展開 <p>2 魅力ある癒やしの観光地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の観光資源の活用及び創出等 ② 観光関係施設等の整備 ③ 観光地における環境の保全 <p>3 戦略的な誘客の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 観光客の来訪の促進等 ② 外国人観光客の来訪の促進等 ③ スポーツキャンプ等の誘致 ④ マーケティングに基づく効果的な誘客 <p>4 オール鹿児島でのおもてなしの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全ての観光客がストレスなく快適に観光できる環境の整備 ② 観光を担う組織・人材の育成
12	<p>企業の「稼ぐ力」の向上</p> <p>1 将来を担う新たな産業の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スタートアップの創出・育成 ② 中小企業による新事業展開への支援 ③ 中小企業のデジタル化の推進 <p>2 生産性と付加価値の向上による産業競争力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研究開発や生産性向上の取組による付加価値の創出・向上 ② 企業の誘致と企業への成長支援の推進 ③ デジタル技術の導入やカーボンニュートラルの実現によるものづくりの基盤強化 <p>3 中小企業の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業の経営基盤の強化 ② 円滑な事業承継の促進 ③ 中小企業を支える人材の確保

	<p>4 県産品の国内外マーケットへの戦略的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内市場の開拓と販路拡大 ② 海外市場の開拓と販路拡大
13	<p>多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出</p> <p>1 地域産業の振興を支える人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商工業，建設業等を支える人材の確保・育成 ② 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の推進 ③ 農林水産業を支える人材の確保・育成 ④ 副業・兼業，ワーケーションの推進 <p>2 若年者等の県内就職促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 若年者等の県内就職促進 <p>3 多様な人材が就労できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国人材の安定的な受入れ及び受入環境の整備 ② 女性の就労支援 ③ 高齢者の就労促進 ④ 障害者の就労支援 ⑤ 就職氷河期世代等の就労支援 <p>4 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進 ② 仕事と子育て・介護等の両立のための環境整備の促進 ③ 働き方に見合った公正な待遇等の確保
14	<p>デジタルテクノロジーを活用した 県民の暮らしの質の向上</p> <p>1 暮らしと産業のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暮らしに関するデジタル化 ② 産業に関するデジタル化 ① 多様な働き方 <p>2 行政のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政サービスの向上 ② 業務改革の推進 ③ 働き方改革の推進 ④ 市町村支援 ⑤ セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保 <p>3 データの利活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① データの蓄積 ② データの分析・活用 <p>4 デジタル推進基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県民のデジタル活用機会の創出 ② 情報通信環境の整備 <p>5 デジタル人材の活用・確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① デジタル人材の活用 ② デジタル人材の確保 ③ デジタル人材の育成

15 持続可能な行財政運営

1 持続可能な行財政構造の構築

- ① 社会経済情勢の変化等に対応できる持続可能な組織体制づくり
- ② 持続可能な財政構造の構築
- ③ 積極的な広報・広聴の取組

2 市町村との連携等の推進

- ① 広域連携等の一層の推進
- ② 地方分権改革の一層の推進